

でしたので、当然、緊急派遣もありませんでした。私たちは残念ながら、「当時、子どもたちのこういう対応に当たってくれたこういう人たちがおりました」とは言えませんが、そういう方がいれば、どれほどの心の抛り所になったかと思います。

母子家庭でもありますし、すべての事件の対応を、何も分からないまま一人でしなければなりません。事件当時の自分は、朝から晩まで、殆どの時間がそのことに費やされていたと記憶しています。葬儀はもちろん、警察、司法解剖、事情聴取、家裁、裁判、報道関係の対応、これ以上の苦しみや悲しみがない中、目まぐるしい対応を迫られました。

そんな中、何を優先しなければならないのかも分からない状況で、言われるまましなければなりません。自分で本当に大切なものは何なのか、考える余裕もありません。ですから、妹たちはすべて祖父母に願うしかありませんでした。恐らく、寂しく、不安であったに違いありません。当時の私は朗子のことを思えば、家族みんなが我慢して、何事にも耐えていけると思い込んでいました。

時を経て、冷静に考えれば、被害に遭った者たちがこんな思いをすることは、なんと理不尽なことかと思いますが、そんなことを考える余裕は、事件当時ありませんでした。

自分たちは加害者ではない。しかし、被害者であっても、他人の目は本当に怖いものでした。心無い報道や噂もあり、姉妹を亡くしたという悲しみ以外にも申し掛かる現実、子どもたちにたくさんあったと思います。残された親子までもが、毎日戦いのような日々を過ごし、ぶつかり合いながら過ごす日は、優に10年以上も続きましたが、スクールカウンセラー制度や、公的な支援があれば、出口がもう少し早く見付かっていたように思います。

今は、スクールカウンセラー制度として、被害者に温かい心を寄せる人を派遣してくれるものができているということで、とてもうれしく思います。

そして、もしそういう制度ができているならば、本当に被害者が学校や都道府県によって差が生じたり、カウンセラーさんの資質や経験に大きな差があったり、そういうことが弊害になって、被害者の人たちに二次被害を与えたりということが決してないように、そのためにも、スクールカウンセラーさんの身分の保障とかということもしっかりしてあげて、重要な仕事だということもみんなで認識するということが大切ではないかと思いました。

私どもの事件は、少年犯罪の場合ですから、死んでしまった被害者より、生きている加害少年の更生や立ち直りに力が注がれるでしょう。まさに、被害者遺族となった兄弟姉妹たちは、忘れられた存在です。事件から何年も過ぎていながらもかわらず、立ち直ることができず、未だに、社会復帰することができない兄弟姉妹たちも現実にいることを知って、忘れないでください。

被害者の現実にも少しでも触れる機会を持っていただき、被害者への理解を持っていただき、同じ人間が大切な命を奪うなどというような犯罪が決して起きないように、教育、道徳を重んじ、命の大切さに触れる機会を子どもの頃から持たせて欲しいと思います。そのためにも、皆様のお力を最大限に発揮していただきたいと思います。

③ 性犯罪等による女性の被害

○ 性犯罪被害に関する相談

【相談先整理番号11】

都道府県警察において、性犯罪被害相談専用電話を設置し、相談に応じている。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、民間被害者支援団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られることなどを十分に

説明した上で、犯罪被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように応じている（P92【施策番号177】参照）。

・性犯罪被害相談電話 (<http://www.npa.go.jp/consultation/sousal/index.htm>)

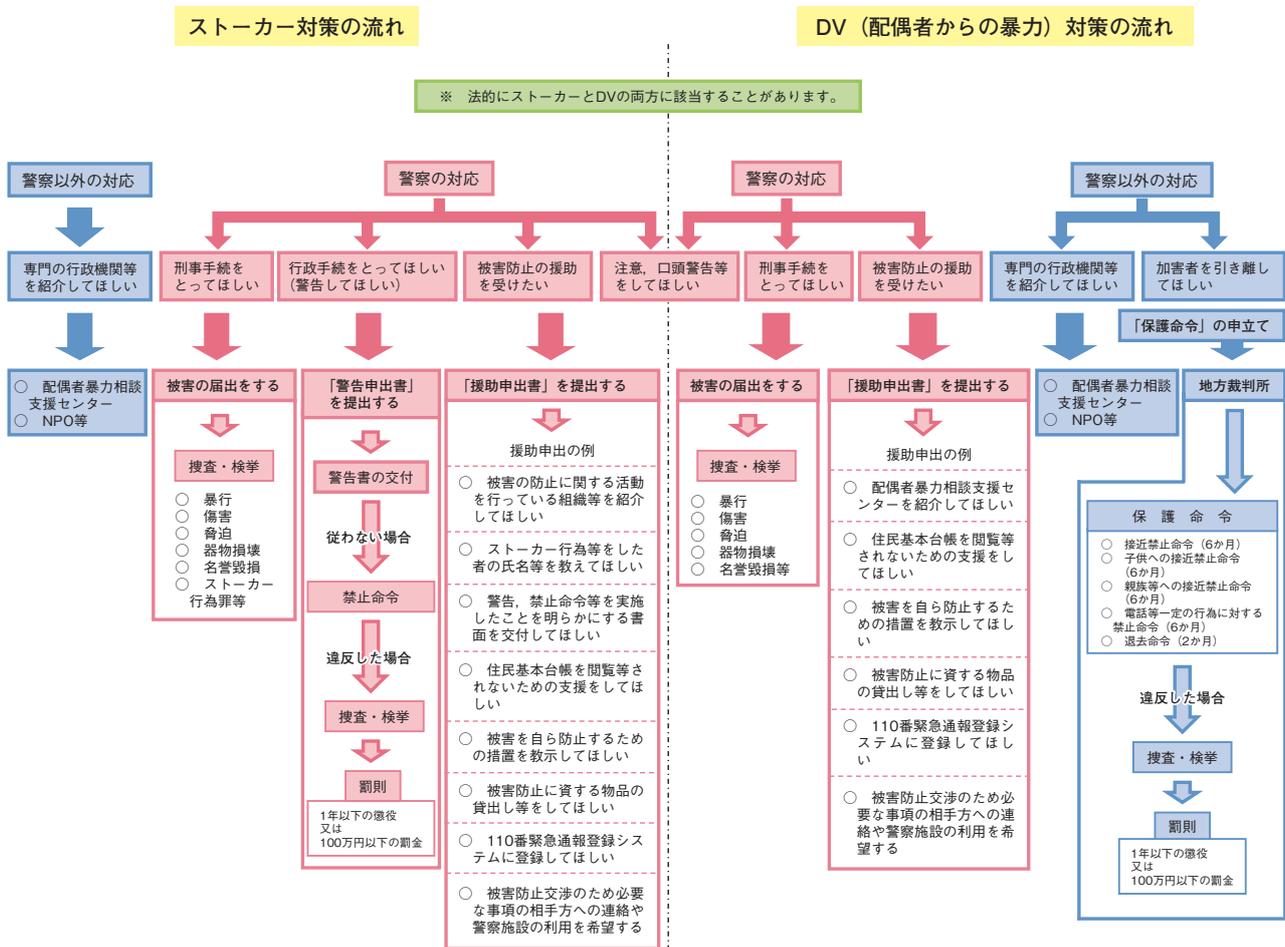
○ ストーカー・配偶者からの暴力に関する相談

【相談先整理番号12】

都道府県警察，配偶者暴力相談支援センター，婦人相談所，福祉事務所で応じている。
都道府県警察では，ストーカー事案や配偶者からの暴力事案を始めとする恋愛感情等の

もつれに起因する暴力的事案に対しては，被害者等の安全の確保を最優先に，ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）その他の法令の積極的な適用による加害者の検挙，行政手続の実施や被害者の保護措置等を行っている（P87【施策番号159】参照）。

ストーカー対策の流れ DV（配偶者からの暴力）対策の流れ



提供：警察庁

配偶者暴力相談支援センターでは，相談，カウンセリング，被害者及びその同伴家族の一時保護，各種情報提供等を行っている。連絡先が不明の場合は，「DV相談ナビ」にかければ最寄りの相談窓口の情報を得ることができる。

婦人相談所では，配偶者からの暴力被害者

等の相談に応じ，心身の健康回復のため医学的・心理学的な指導，被害者及び同伴家族の一時保護及び自立支援，保護命令制度の利用についての援助などを行うとともに，婦人保護施設や民間シェルターなどへの一時保護委託を実施している（P49【施策番号23】，P62【施策番号80】参照）。

福祉事務所では、母子生活支援施設（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設）利用の申込みに応じている。

- ・最寄りの警察署・都道府県警察本部
- ・配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設
(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/soudankikan/pdf/center.pdf>)
- ・「DV相談ナビ」全国共通ダイヤル
(0570-0-55210)
- ・婦人相談所 (<http://www.gender.go.jp/e-vaw/advice/advice03list.html>)
- ・福祉事務所 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/fukusijimusyo-ichiran.html>)

コラム4

支援の現場から②（平成25年度中における地方公共団体職員 の犯罪被害者等支援取組例の紹介）

B市では、二人暮らしの夫婦間のDV被害及び夫の知人からの暴力被害に対する支援を行った。総合的対応窓口に対して、知人に支配された夫から身体に対する暴力被害を受けている妻からの相談があった。

同窓口が関係部署及び関係機関と対応を検討していたところ、翌日午前2時頃、被害者が警察へ駆け込んだため、同窓口はDV被害者の避難場所として委託していたホテルへ被害者を避難させた。

被害者は、他県に住む知人のところに避難したいとの希望であった。

被害者は生活保護を受けていたことから、他県でも生活保護を受けられるように他県担当課へ手配するとともに、避難に要する交通費については、生活保護の移送費を支給し、被害者を他県へ避難させた。

○ 女性からの人権に関する相談

【相談先整理番号13】

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」（ナビダイヤル0570-070-810（全国共通））を全国の法務局・地方法務局に設置して相談体制の一層の強化を図っている。

そして、女性の人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている（P89【施策番号164】参照）。

- ・女性の人権ホットライン（0570-070-810）
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken108.html>)

- ・インターネット人権相談受付窓口
(24時間受付)

(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>)

○ 女性のための相談

【相談先整理番号14】

男女共同参画センターは、地方公共団体が自主的に設置している男女共同参画社会実現のための総合施設であり、女性が抱える悩みに関する相談に応じているところもある（P83【施策番号143】参照）。

- ・都道府県・市区町村の男女共同参画担当課